

国民健康保険税の納税について

19年度の国民健康保険税の納税通知書を、7月中旬に発送します。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医師などにかかるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税などを財源として運営されています。
 なお、地方税法の一部改正により、基礎分の限度額が改正になりました。
 今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。
 ※災害などにより、国民健康保険税の支払いが困難になったときは、国保年金課に相談してください。 ☎ 国保年金課 ☎ 内線 2296

外国籍の方

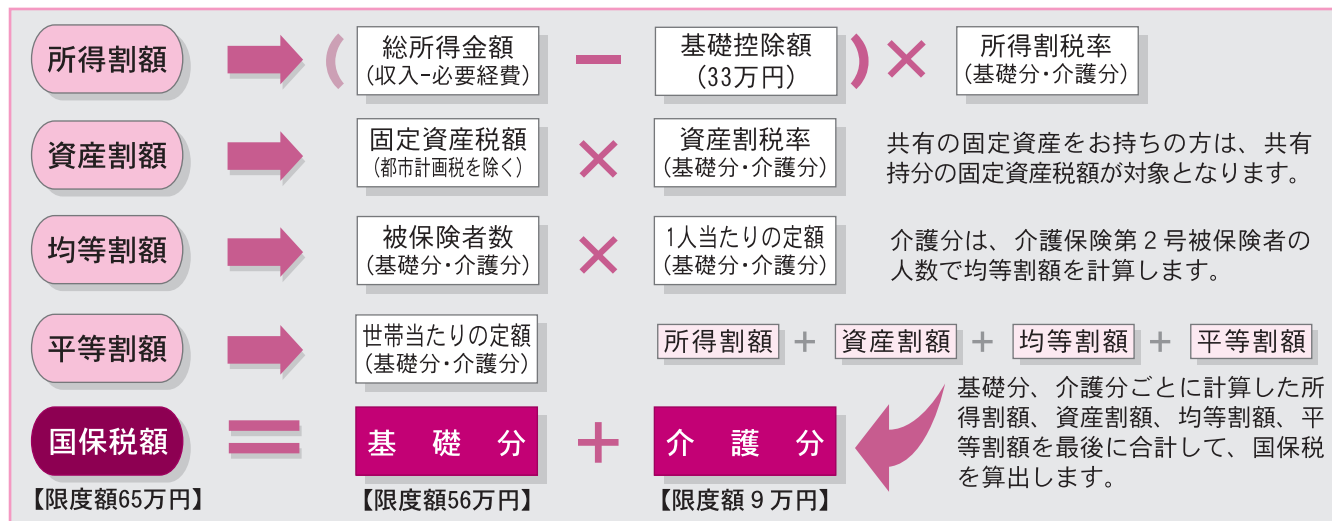
在留資格期限更新のない外国人の方は、国民健康保険の資格を失いますので、ご注意ください。

税率の改正

区分	課税区分の内容	基礎分		介護分	
		18年度	19年度	18年度	19年度
所得割額	前年の所得に応じて計算	9.03%		1.77%	
資産割額	今年度の固定資産税額に応じて計算	30.00%		5.70%	
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	1万9700円		7100円	
平等割額	1世帯当たりの定額	2万2600円		4800円	
		限度額 53万円	限度額 56万円	限度額 9万円	

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。

保険税の計算方法



公的年金には特別控除が設けられます

所得税などの公的年金等控除額の見直しにより、国民健康保険税にも影響がおよびます。急激な負担増とならないよう、2年間かけて段階的に引き上げられる「公的年金等特別控除」が設けられています。

平成19年度には7万円(平成18年度は13万円)を上限として、公的年金等所得から差し引かれます。(対象者は、平成17年1月1日現在、65歳以上の方です)

$$\text{年金収入} - \text{公的年金等控除} - \text{公的年金等特別控除} = \text{公的年金等所得}$$

19年度：7万円
 (20年度以降は特別控除なし)

納期・納期限・納付方法は
 右のページの介護保険料と同じです。